

八幡浜市合葬式納骨施設のご案内（概要版）



1. 合葬式納骨施設とは

- ・ 従来のお墓とは異なり、ご遺族の焼骨（骨壺）を納骨室の納骨壇（ロッカー形式）に収蔵します。使用期間が経過した後は、他の焼骨とともに合葬室に合葬し、永代に収蔵します。なお、合葬室のみの使用も可能です。
- ・ 納骨壇の使用については、ご遺族の焼骨のほか、申請者がご自身の使用を生前に申し込むことができます。
- ・ 宗教や宗派による使用制限はありませんが、法要や儀式を行うことはできません。

2. 収 蔵 方 法

- ・ 焼骨（骨壺）は、使用期間中は納骨室の納骨壇に収蔵し、使用期間経過後は他の焼骨とともに合葬室に永代に収蔵します。（使用期間は1年～30年で自由に設定できます。）
- ・ 焼骨（骨壺）は、使用者自らが納骨壇へ収蔵することができます。ただし、収蔵後は、焼骨（骨壺）を返還する場合等を除いては、納骨室に入室することができません。

3. 参 拝 方 法

- ・ 参拝は、施設の開館時間（1月1日及び友引の日以外の9:00～17:00）の間、参拝所で自由に行うことができます。献花台を設けていますので焼香や献花も行うことができます。参拝後は、ろうそくや線香など火気の後始末を必ずしてください。

4. 使用申請者の資格

- ・ 本市に本籍又は住所を有する方
- ・ 死亡時に八幡浜市に住所又は本籍があった方の祭しを主宰する方
- ・ 本市に住所又は本籍がある方で、生前に納骨壇の使用を予約する方（使用申請時に65歳以上の方）

5. 使用料（使用申請時に全額納めてもらいます。）

- ・ 納骨壇の使用の場合（使用期間終了後の合葬室への収蔵使用料を含む）
1体用納骨壇 1年間につき10,000円
2体用納骨壇 1年間につき20,000円
- ・ 合葬室のみ使用（永代）1体につき10,000円



6. 施設の概要

- ・ 場所 八幡浜市若山9番耕地49番地1(やすらぎ聖苑敷地内)
- ・ 施設 納骨室 合葬室 参拝所
- ・ 納骨壇の数 第Ⅰ期96区画128体収蔵
(申込の状況に応じて最大384体まで収蔵できるように増設します。)
- ・ 駐車場 約30台

7. 案内図



8. 問合せ先

- ・ 八幡浜市役所 生活環境課 環境衛生係(八幡浜庁舎2F)
TEL(0894)22-3111(内線1276)